

平成18年第5回朝日町議会定例会会議録(第3号)

平成18年9月25日(月曜日)午前10時00分開議

議事日程(第2号)

- 第 1 認定第1号から認定第9号まで及び議案第50号から議案第56号まで及び陳情
(委員長報告、質疑、討論、議案採決)
- 第 2 陳情
(決定)
- 第 3 議案第57号、議案第58号
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 第 4 推薦第1号

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第1号から認定第9号まで及び議案第50号から議案第56号まで及び陳情
(委員長報告、質疑、討論、議案採決)
- 日程第 2 陳情
(決定)
- 日程第 3 議案第57号、議案第58号
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 推薦第1号
- 追加日程第 1 議員提出議案第7号、議員提出議案第8号
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 追加日程第 2 閉会中継続審査の件

出席議員(10人)

- 1番 水野仁士君
2番 長崎智子君
3番 脇 四計夫君
4番 水島一友君

5番 大 森 憲 平 君
 6番 梅 澤 益 美 君
 7番 中 陣 將 夫 君
 8番 廣 田 誼 君
 9番 稻 村 功 君
 10番 吉 江 守 熙 君

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町	長	魚 津 龍 一 君
助	役	永 口 明 弘 君
教 育	長	永 口 義 時 君
総 務 部	長	竹 内 寿 実 君
民 生 部	長	吉 田 進 君
産 業 部	長	朝 倉 茂 君
秘 書 政 策 室	長	山 崎 富 士 夫 君
総 務 課	長	林 和 夫 君
財 務 課	長	大 村 浩 君
住 民 課	長	数 家 善 継 君
健 康 課	長	竹 内 忠 志 君
産 業 課	長	大 井 幸 司 君
建 設 課	長	小 川 雅 幸 君
出 納 室	長	澤 田 雅 文 君
あさひ総合病院		
事 務 部	長	九 里 正 憲 君
消 防 本 部 総 務 課	長	善 万 敏 雄 君
教 育 委 員 会 事 務 局	長	稻 荷 優 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 稻 荷 進
主 査 竹 谷 俊 範

(午前10時01分)

開議の宣告

議長(吉江守熙君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程の報告

議長(吉江守熙君) 本日の日程は、各常任委員会の委員長報告及び委員長報告に対する質疑、討論、表決、陳情の決定並びに議案第57号 小学校跡地整備事業南保地区多目的施設建設工事請負契約締結に関する件、議案第58号 埋蔵文化財保存活用整備事業(仮称)埋蔵文化財展示収蔵施設工事請負契約締結に関する件及び推薦第1号 朝日町農業委員会の委員推薦の件であります。

認定第1号から認定第9号まで及び議案

第50号から議案第56号まで及び陳情

委員長報告

議長(吉江守熙君) これより、認定第1号 平成17年度朝日町一般会計歳入歳出決算から認定第9号 平成17年度朝日町病院事業決算まで及び議案第50号平成18年度朝日町一般会計補正予算(第3号)から議案第56号 朝日町重度心身障害者等の医療費助成に関する条例一部改正の件までの16議案及び陳情に対する審査の結果について、各常任委員長の報告を求めます。

報告の順序は、総務産業委員長、民生教育委員長の順で行います。

総務産業委員長、水野仁士君。

〔総務産業委員長水野仁士君登壇〕

総務産業委員長(水野仁士君) 総務産業常任委員長報告。

議長の指名によりまして、総務産業常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会は9月20日、21日の両日、午前10時から開催し、町道湯の瀬北又線災害復旧箇所現地調査を行い、議会から付託されました

* 認定第1号平成17年度朝日町一般会計歳入歳出決算

- * 認定第 4 号平成 17 年度朝日町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 5 号平成 17 年度朝日町下水道特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 6 号平成 17 年度朝日町公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 7 号平成 17 年度朝日町南保外二地区用水特別会計歳入歳出決算
- * 議案第 50 号平成 18 年度朝日町一般会計補正予算（第 3 号）
- * 議案第 52 号朝日町国民保護協議会条例制定の件
- * 議案第 53 号朝日町国民保護対策本部及び朝日町緊急対処事態対策本部条例制定の件
- * 議案第 54 号朝日町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例一部改正の件

以上 9 議案を慎重審査いたしました結果、付託されております全案件は、それぞれ原案のとおり認定、可決すべきものと決しました。

なお、議案審査の過程において、次の要望、意見がありました。

- 1、有害鳥獣対策については、今後とも各地区有害鳥獣対策協議会及び猟友会と連携し、適切な措置を講じられたい。

次に、陳情の審査結果を申し上げます。

今期定例会において、議会から付託されました陳情 2 件のうち、「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情については、願意妥当と認め、採択すべきものと決し、トンネルじん肺根絶の抜本的対策を求める陳情書については、継続審査とすることに決しました。

以上ご報告申し上げます。総務産業常任委員会の審査報告を終わらせていただきます。
議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、民生教育委員長、水島一友君。

〔民生教育委員長水島一友君登壇〕

民生教育委員長（水島一友君） 議長のご指名によりまして、民生教育常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会は 9 月 20 日、21 日の両日、午前 10 時から開催し、あさひ総合病院、ケアハウス・介護老人保健施設の現地調査を行い、議会から付託されました

- * 認定第 1 号平成 17 年度朝日町一般会計歳入歳出決算
- * 認定第 2 号平成 17 年度朝日町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 3 号平成 17 年度朝日町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 8 号平成 17 年度朝日町奨学資金特別会計歳入歳出決算

- * 認定第 9 号平成 17 年度朝日町病院事業決算
- * 議案第 50 号平成 18 年度朝日町一般会計補正予算（第 3 号）
- * 議案第 51 号平成 18 年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- * 議案第 55 号朝日町国民健康保険条例一部改正の件
- * 議案第 56 号朝日町重度心身障害者等の医療費助成に関する条例一部改正の件

以上、9 議案を慎重審査いたしました結果、付託されております全案件は、それぞれ原案のとおり認定、可決すべきものと決しました。

なお、議案審査の過程において、次の要望、意見がありました。

- 1、学童保育の環境づくりを調査・研究されたい。
- 2、あさひ総合病院にあつては、さらなる医師及び看護師の確保に全力を傾注されたい。

また、患者サービスのためにも交通手段の確保等、関係機関と協議されたい。

以上ご報告申し上げまして、民生教育常任委員会の審査報告を終わらせていただきます。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

質 疑

議長（吉江守熙君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

順次、発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討 論

議長（吉江守熙君） これより、上程案件に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論、反対討論というように交互に行います。

最初に、反対討論はございませんか。

脇四計夫君。

〔 3 番脇四計夫君登壇 〕

3 番（脇四計夫君） 3 番、日本共産党、脇四計夫であります。私は、日本共産党を代表いたします。今議会に上程されております認定案件、議案について討論に参加します。

まず、議案第 52 号、53 号及び同 55 号、56 号について反対をし、その余の認定、議案につ

いては賛成をいたします。

議案第 55 号、朝日町国民健康保険条例一部改正についてであります。

この議案のうち、出産一時金を 30 万円から 35 万円に引き上げることについては、異存はありません。しかし、70 歳以上で一定額以上の所得がある人には医療費の負担を 2 割から 3 割にする内容であります。さらに、この条例の実施は 1 週間後ということであります。これは、町民はどのようなことをしても文句は言わないという態度が見え見えではないでしょうか。

この条例改正は国の押しつけによるものであるにせよ、今日年金が削られるもとの、高齢者の皆さんが病気になっても病院に行くことを制限する政策にほかなりません。しかも、今年度から町民税、住民税が大幅に増税となりました。このような高齢者をねらい撃ちした国のやり方に町民の福祉と健康を守り預かる立場の町長は、国に対してきっぱりと反対の態度を示さなければいけないと考えます。

次に、議案第 56 号、朝日町重度心身障害者等の医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。

この条例改正は、来年 4 月から実施されるものでありますが、障害者医療に患者負担を持ち込むものであり、断じて許すことはできません。条例改正の内容は、65 歳以上の中度障害者の医療について 1 割の負担を患者に求めるものであります。老人医療費の負担がそうであったように、障害者医療に患者負担増を持ち込む突破口になりかねません。

次に、議案第 52 号、朝日町国民保護協議会条例制定、及び議案第 53 号、朝日町国民保護対策本部及び朝日町緊急対処事態対策本部条例制定についてであります。

この 2 つの条例は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」によって町が組織や運営などを定めるものであります。この議案の提案のときに当局が説明したように、まさに戦争やテロを想定して制定するものであります。

そもそも我が国は、恒久平和を願い、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して平和を維持し、専制などを地上から排除しようとしている国際社会において名誉ある地位を占めたい。全世界の国民が等しく平和のうちに生存する権利を有することを確認する。日本国民は国家の名誉にかけてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。このように憲法前文で述べているわけであります。

今、戦争や紛争、テロが絶えないといって、国民の保護を名目にうたいながら、戦争やテロに対処する組織をつくること。それを地方自治体につくらせ、国民に強制的に参画させていくことは、とりもなおさず戦争にかりたつた戦前への逆戻りであります。テロを根絶する

ためには、武力ではなし得ないことはイラク戦争ではっきりしたではありませんか。本当にテロを根絶しようとするのならば、テロが生まれる根源を除去すること。貧困をなくし、地域紛争を平和的に解決すること。テロを特定の宗教や文明と結びつけずに、異なる文明を相互に理解し、共存することが大切であります。国連中心、国連憲章の原則、国際法、人道法、基本的人権と両立する方向で行われるべきであります。

この提案されている条例によって組織に組み込まれるのは、真っ先には町の職員です。町の職員は全体の町民の奉仕者として就職を決意し、職務に専念しているものであります。戦争やテロに対処するために就職したわけではなく、まして憲法を守ることを誓った公務員です。

町長は、職員をこのような危険な職務につかせることに不安や疑問を持たないのでしょうか。憲法や教育基本法を変えようとするこのようなときだからこそ、戦前への歩みに回帰する動きがあるときだからこそ日本国憲法の心を国際社会の心にすることが大切です。よって、

日本共産党は、議案第 52 号、53 号、55 号、56 号に反対するものであります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、賛成討論はございませんか。

〔発言する声なし〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって上程案件に対する討論を終結します。

議 案 採 決

議長（吉江守熙君） これより、上程されております

- * 認定第 1 号平成 17 年度朝日町一般会計歳入歳出決算
- * 認定第 2 号平成 17 年度朝日町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 3 号平成 17 年度朝日町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 4 号平成 17 年度朝日町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 5 号平成 17 年度朝日町下水道特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 6 号平成 17 年度朝日町公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 7 号平成 17 年度朝日町南保外二地区用水特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 8 号平成 17 年度朝日町奨学資金特別会計歳入歳出決算
- * 認定第 9 号平成 17 年度朝日町病院事業決算
- * 議案第 50 号平成 18 年度朝日町一般会計補正予算（第 3 号）

- * 議案第 51 号平成 18 年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- * 議案第 52 号朝日町国民保護協議会条例制定の件
- * 議案第 53 号朝日町国民保護対策本部及び朝日町緊急対処事態対策本部条例制定の件
- * 議案第 54 号朝日町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例一部改正の件
- * 議案第 55 号朝日町国民健康保険条例一部改正の件
- * 議案第 56 号朝日町重度心身障害者等の医療費助成に関する条例一部改正の件

以上、16 議案を採決いたします。

先ほどの討論において議案第 52 号、議案第 53 号、議案第 55 号、議案第 56 号に反対討論がありましたので、議案を分けて採決いたします。

最初に反対のありました議案第 52 号、議案第 53 号、議案第 55 号、議案第 56 号についての採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 52 号、議案第 53 号、議案第 55 号、議案第 56 号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉江守熙君） 起立多数であります。

よって、議案第 52 号、議案第 53 号、議案第 55 号、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決がありました議案以外のものについて採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 1 号から認定第 9 号まで、議案第 50 号から議案第 51 号まで、議案第 54 号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（吉江守熙君） 全員起立であります。

よって、認定第 1 号から認定第 9 号まで、議案第 50 号から議案第 51 号まで、議案第 54 号については、原案のとおり認定、可決されました。

陳情の決定

議長（吉江守熙君） 次に、陳情を議題といたします。

今期定例会において常任委員会に付託いたしました陳情 2 件に対する審査の結果は、お手

元に配付の文書表のとおりであります。

お諮りいたします。

陳情2件は、文書表のとおりに決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

議長（吉江守熙君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

陳情2件は、文書表のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉江守熙君） 起立多数であります。

よって、陳情2件は文書表のとおり決定いたしました。

採択になった件につきましては、当局においてその実現に向け適切な措置を講じられるよう要望いたします。

また、継続審査となった案件につきましては、その実態を調査するなど、継続して審査を進められるよう、所管の委員会に再付託いたします。

議案第57号、議案第58号

議長（吉江守熙君） 次に、議案第57号 小学校跡地整備事業南保地区多目的施設建設工事請負契約締結に関する件及び議案第58号 埋蔵文化財保存活用整備事業（仮称）埋蔵文化財展示収蔵施設工事請負契約締結に関する件の2議題を一括議題といたします。

提案理由説明

議長（吉江守熙君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長魚津龍一君登壇〕

町長（魚津龍一君） 議案第57号 小学校跡地整備事業南保地区多目的施設建設工事請負契約締結に関する件は、同工事について、株式会社折谷工務店と1億9,992万円で契約を締結しようとするものであります。

議案第58号 埋蔵文化財保存活用整備事業（仮称）埋蔵文化財展示収蔵施設工事請負契約締結に関する件は、同工事について、小川建設工業株式会社と1億710万円で契約を締結しようとするものであります。

何とぞご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

これより、議案の細部説明を行います。

説明は休憩中に行います。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時25分）

〔休憩中に、総務部長（竹内寿実君）が議案第57号及び議案第58号に係る工事請負契約締結に関する件について、財務課長（大村 浩君）が議案第57号に係る工事概要について、教育委員会事務局長（稲荷 優君）が議案第58号に係る工事概要についてそれぞれ説明を行う〕

（午前10時37分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

議長（吉江守熙君） これより、上程されております議案第57号、議案第58号に対する質疑を行います。

順次、発言を許します。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） この57号、58号についてお尋ねします。

1つは、入札に参加された会社の数を教えてください。

それから、入札予定価格についてもお示してください。

それだけお願いします。

議長（吉江守熙君） ただいまの脇四計夫君の質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（竹内寿実君） 入札参加の業者につきましては、両工事とも8社となっております。

予定価格につきましては、公表はいたしておりません。

以上であります。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

討 論

議長（吉江守熙君） これより、議案第 57 号、議案第 58 号に対する討論を行います。

順次、発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって討論を終結いたします。

採 決

議長（吉江守熙君） これより、議案第 57 号、議案第 58 号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 57 号及び議案第 58 号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。再開時間は、追って知らせます。

（午前 10 時 40 分）

〔休憩中〕

（午前 11 時 05 分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

推薦第 1 号

議長（吉江守熙君） 推薦第 1 号 朝日町農業委員会の委員推薦の件を議題といたします。

本件は、朝日町農業委員会の議会推薦の委員が本年 9 月 6 日付をもちまして辞任されたので、農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 号の規定により、議会推薦にかかわる委員の推薦を求められている案件であります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 06 分）

〔休憩中〕

（午前 11 時 07 分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

朝日町農業委員会の議会推薦の委員については、議長において指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名推選することに決定いたしました。

朝日町農業委員会の委員に、廣田誼君を指名したいと思います。

ただいま指名いたしました廣田誼君が議場におられますので、地方自治法第 117 条の規定により、廣田誼君の退席を求めます。

〔廣田 誼議員が退席〕

議長（吉江守熙君） お諮りいたします。

朝日町農業委員会の委員推薦の件は、朝日町三枚橋 282 番地、田誼君、昭和 18 年 8 月 4 日生まれを推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、朝日町農業委員会の委員に廣田誼君を推薦することに決定いたしました。

〔廣田 誼議員が着席〕

日程の追加

議長（吉江守熙君） お諮りします。

ただいま、水野仁士君ほか 2 名から議員提出議案第 7 号郵政民営化における泊郵便局の現状を維持することを求める意見書、議員提出議案第 8 号道路整備財源に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第 7 号、議員提出議案第 8 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第7号、議員提出議案第8号

提案理由説明

議長（吉江守熙君） これより、議員提出議案第7号及び議員提出議案第8号の提案理由の説明を求めます。

水野仁士君。

〔1番水野仁士君登壇〕

1番（水野仁士君） 議長の指名を受けまして、議員提出議案第7号郵政民営化における泊郵便局の現状を維持することを求める意見書の提案理由の説明をいたします。

なお、お手元の文書の朗読をもって提案といたします。

提出者は私、水野仁士。賛成者、水島一友議員、長崎智子議員であります。

提案理由。

日本郵政公社は2007年10月の完全民営化を前に、来年3月までに1048の集配局を無集配局とする再編合理化を行うとし、早い局では今年9月から実施しようとしています。

郵政民営化法案の国会審議の間では、「サービス低下はしない」との答弁と付帯決議がされているにもかかわらず、泊郵便局での集配業務の廃止、郵便貯金・簡易保険の外務業務の廃止は、サービス低下はもちろん、過疎化に拍車をかけるものであります。

よって、政府におかれましては、地域住民の合意と納得を得ないもとで集配局廃止が行われることのないよう、現行の集配業務の存続等を維持するよう下記の事項について強く要望したく、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、日本郵政公社、日本郵政公社北陸支社であります。

続きまして、議員提出議案第8号 道路整備財源に関する意見書の提出について提案理由の説明をいたします。

なお、お手元の文書の朗読をもって提案といたします。

提出者は私、水野仁士。賛成者は水島一友議員、長崎智子議員であります。

提案理由。

昨年12月に政府・与党でとりまとめた「道路特定財源の見直しに関する基本方針」を踏まえ、先般、国土交通省が中期的な整備目標とその達成に必要な事業量等を具体的に進めるためのたたき台として「道路整備の中期ビジョン（案）」を公表したところであります。

地方においては、道路整備はまだ不十分であり、依然、道路整備に対する多くの要望

が住民から寄せられているのが現状であり、当町においては、急峻な山岳地帯から日本海に至る変化に富んだ地形的特徴があることから、これを克服しどこに住んでいても快適な生活が営める町づくりを推進するため、今後も道路整備を進めていくことが重要課題となっている。

道路特定財源制度は、道路整備の促進を目的とした受益者負担の考え方に基づいて創設され、道路利用者に対し約2倍の暫定税率が課されていることから、これを一般財源化することは、納税者の理解を得ることが不可欠であると考えます。

また、依然として地方においては多くの道路整備の必要性があり、あくまでも道路に関する事業に充てることが適当と考えます。

よって政府におかれましては、今後の道路特定財源制度の見直しにあたっては、こうした受益者負担の趣旨や、地方における道路網整備の必要性のことからも、財源の確保等に十分考慮されることを強く要望したく、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

なお、提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。

以上。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

質 疑

議長（吉江守熙君） これより、議員提出議案第7号及び議員提出議案第8号に対する質疑を行います。

順次、発言を許します。

〔発言する声なし〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

討 論

議長（吉江守熙君） これより、議員提出議案第7号及び議員提出議案第8号に対する討論を行います。

順次、発言を許します。

稲村 功君。

〔9番稲村功君登壇〕

9番（稲村 功君） 私は、日本共産党を代表し、議員提出議案第8号 道路整備財源に関する意見書についての反対討論をいたします。

ご存じのように、道路特定財源は、ガソリンに係る揮発油税、購入した自動車を登録するときにかかる自動車取得税、そして車検のときに払う自動車重量税などから成ります。使い道が道路建設だけに決められている税金であります。年間の税収は、2005年度分だけで国の部分が3兆5,000億円、そして地方分を含めると5兆7,000億円にもなります。しかも、このように地方の道路整備に占める特定財源の比率は約4割で、地方が多額の一般財源を投入して整備しているのが実態であります。

道路特定財源は使い道が限定されているため、税収が増えれば増えるだけ道路をつくるというように、先ほど述べましたように国の取り分が多いだけにむだな道路建設の温床として長年問題になり、小泉首相も2001年の内閣発足当初、見直しをして一般財源化を表明したこともあります。しかし、一般財源化は遅々として進まず、地方の道路整備への配分は増やさず、本州四国連絡橋公団の借金返済や高速道路建設費用にも流用する新しい国直轄方式の財源に充てるなど、特定財源を温存してきました。

大型開発による予算が集中される一方で、暮らしに密着した本当に必要な公共事業を削減し、義務教育費や保育所運営費など国の負担金・補助金を次々と廃止・削減して、地方自治体の財政は一層厳しくなっております。

道路特定財源制度を廃止し、社会保障財源にも使えるよう一般財源化することは当然であります。また、そのことで、公共事業についても危険な通学道路や用排水路の整備、あるいはバリアフリー化など、生活密着型事業への配分を増やすことも可能になります。

意見書案の中にある道路網整備の必要性については一定の理解はできますが、道路特定財源の用途を、あくまでも道路に関する事業に充てることを適当とする考えでは反対であります。

以上、反対討論であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ほかに討論はありませんか。

〔発言する声なし〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって討論を終結いたします。

採 決

議長（吉江守熙君） これより、議員提出議案第7号郵政民営化における泊郵便局の現状を維持することを求める意見書、議員提出議案第8号道路整備財源に関する意見書についての採決をいたします。

先ほどの討論において反対討論がありましたので、起立によって採決いたします。

議員提出議案第7号について、これを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（吉江守熙君） 全員起立であります。

よって、議員提出議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第8号について、これを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉江守熙君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（吉江守熙君） 次に、議会運営委員会、総務産業委員会、民生教育委員会から、朝日町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付した閉会中の継続審査事件の申し出一覧表のとおり申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

閉会中継続審査の件

議長（吉江守熙君） お諮りいたします。

閉会中の継続審査の件は、申し出一覧表のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました諸案件の審議は、すべて終了いたしました。

町長あいさつ

議長（吉江守熙君） 町長からあいさつがあります。

町長。

町長（魚津龍一君） 去る9月13日から平成18年第5回朝日町議会定例会を開催していただきました。私の考え方、そして朝日町の考え方を申し述べながら、議員各位とともに議論をしまいたというふうに理解をしておる次第であります。

町民と行政のコミュニケーションを図るために広報あさひを発刊しておるわけですが、10月から広報あさひの一部を、内容を変えると申しますか、そのように考えております。

その1つは、議会でも議論されていることを、町民各位にある意味では伝える。同じ共有の認識を持っていただきたい。そういうことの中から、議会で申し上げていることをつまびらかに町民の皆さんにも知らせると申しますか、認識を持っていただきたいということで、そのように考えておりますし、もう1つは、8月1日から出前講座というものを設けております。今のところ、二、三出向しているわけですが、この出前講座につきましても、私どもが行政としてやっていること、それを職員から生の声を聞いて、そして住民の皆さん方が考えておられることのディスカッション、そういうことでもあります。

私に課せられた6期目の課題は、同じ共有の認識を持って朝日町をどうしていくかという、そういう取り組みをやってまいりたいというふうに考えておる次第であります。

今議会で議案として認定していただきましたことの中で、一部反対ということがございましたが、これは「好むと好まざると」という言葉が適切か否かは別といたしまして、国民保護法という法律を平成16年に国がおつくりになられました。平成17年度は都道府県がつくられたわけでありまして、平成18年度につきましても、市町村が策定するという法律でございますので、それに伴って条例を制定する議案を提出したわけでありまして。

議員が、その国民保護法ができると戦争に結びつくようなご発言があったかと、かように考えるわけですが、私は終戦を迎えて、今日の日本を考えますと、例えば国家、国旗を強制的と申しますか、ある意味では制度的に歌わせる。そういうことが戦争に結びつくという方もおられるわけですが、私は戦後六十数年たった今日、そのような国歌を歌わせるから戦争に結びつくということはありませんというふうに認識を持っている次第であります。

まして国民保護法というのは、もし万が一何かあったときに私の責めとして町民の皆さんを東西南北、けがのないようにと申しますか、無事に避難をしていただくという役割を担っておるわけございまして、私を含めてであります、職員が手でもってと申しますか、手足でもって相手国にものを申すわけではないのであります。町民の皆さん方に安全に避難をしていただくというのが主たる目的だというふうに理解をしておるところでございますので、ご理解をいただければと、かように思うわけであります。

議員各位におかれましては、ご健勝で今後ともというふうに心から願って、あいさつにかえたいと思います。

ありがとうございました。

議長（吉江守熙君） ご苦労さまでした。

閉会の宣告

議長（吉江守熙君） 以上をもちまして、平成 18 年第 5 回朝日町議会定例会における審査はすべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、長期間にわたり、終始熱心に諸案件の審議に当たられ、かつ議会運営に格段のご協力を賜りましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、当局におかれましては、誠意をもって答弁に当たられ、ありがとうございました。

これをもって、平成 18 年第 5 回朝日町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前 11 時 25 分）